

令和6年第4回
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和6年12月11日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	藺 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君
危 機 管 理 課 長	谷田部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
生 涯 学 習 課 長	山 本 哲 也 君
生 涯 学 習 課 長 補 佐	豊 田 修 司 君
文 化 振 興 室 長	柴 田 裕 実 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 5 号

令和6年12月11日（水曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、21番石崎勝三君、1番長谷川愛子君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。なお、議員、執行部とも、

分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、15番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

畑岡洋二君。

〔15番 畑岡洋二君登壇〕

○15番（畑岡洋二君） 議席番号15番、政研会の畑岡洋二でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答で質問を行います。

まず議長に、質問の中で資料等を提示したいと思いますので、許可をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○15番（畑岡洋二君） ありがとうございます。

今回は大項目二つありまして、一つとして生涯スポーツの推進について、もう一つが文化財の保護と有効活用についてでございます。

ではまず初めに、私にとっての生涯スポーツについて少し述べたいと思います。

小学生の頃の徒競走は苦手で、後ろから数えたほうが早かったと思います。それが中学生になり、スポーツテストの持久走、皆さん、男の方は1,500メートル走ったことあると思いますけれども、私も1,500メートル走り、それをきっかけに学校対抗の駅伝メンバーに選ばれ、2キロメートル程度を走るようになりました。高校、大学と勉学の傍ら部活として5,000メートル、1万メートル、そして時として20キロの距離を長距離を走り、二十歳の記念に今も勝田市で行われているフルマラソンを初めて経験いたしました。そして、30歳での青年海外協力隊員としてアフリカ、ザンビアに赴任したときには、現地の生徒たちと一緒に学内イベントのクロスカンントリーを走り、交流を深めたこともありました。そして、会社員時代にも社内同好会に、事業所対抗皇居駅伝を同僚と楽しみ、そして今、市議会議員になってからもかさま陶芸の里ハーフマラソン大会に毎年欠かさず参加しております。当然ですが、この週末に行われる今年の大会にも申し込んであります。

そして、65歳の今年も、4年ぶりのフルマラソンを10月に台北市で走ってきました。台北市でのマラソン体験の費用はもちろん自費ですが、笠間市と台湾とのマラソン交流の調査研究という言葉が堅いですが、そういう意図もありました。後日、新聞報道で、私が参加したエバー航空マラソン大会に青森県が協賛し、宮下知事と台北市の蔣万安市長らが号砲を鳴らしたことを知りました。このように、半世紀以上走れ、これからも継続できることは、大変幸運だと思っております。これが私にとっての生涯スポーツであり、健康の源であり、交流会の源でもあります。

そこでまず、小項目①、質問いたします。笠間市にとっての生涯スポーツの定義について、御質問いたします、お願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 15番畑岡議員の御質問にお答えをします。

生涯スポーツの定義についての御質問でございますけれども、スポーツ庁が策定しております第3期スポーツ基本計画では、生涯スポーツの推進が重要な柱とされ、特にスポーツを通じた健康増進、生きがいつくり、体力の向上、そして社会的交流の促進が強調され、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむことができる社会の実現が目標と掲げられています。

具体的に申し上げますと、生涯スポーツとは、年齢や性別、体力、競技経験の有無にかかわらず、全ての市民が自己のライフステージに応じて、いつでも、どこでも、誰でも親しむことができる、楽しむことができるスポーツ活動を指しております。例えば、具体的にはウォーキングやジョギング、地域のスポーツクラブやサークル活動などが具体例として挙げられるかと思います。

これらは、競技スポーツのように勝敗を重視するのではなく、楽しみながら継続することに重点を置いております。このことにより、市民一人一人の生活の質の向上を図り、健康で豊かな人生を送ることができるようになると考えられております。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今、教育長のほうから生涯スポーツの定義について御説明がありました。いつでも、どこでも、性別も関係なく、体の状態も関係なく、誰でもというのが生涯スポーツの、私も定義だと思っております。

ではもう少し具体的に、この生涯スポーツの必要性について先ほども一部触れられたと思いますけれども、小項目②として、生涯スポーツの必要性、もう少し答弁いただければありがたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 必要性についてお答えをしたいと思います。

先ほど生涯スポーツの定義の中でも申し上げましたとおり、第3期スポーツ基本計画では、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむことができる社会の実現が目標として掲げられており、主に三つの柱で整理しますと、まず一つ目は、健康維持、増進のためでございます。定期的な運動は、生活習慣病の予防や改善に効果があり、精神的なストレスの軽減やメンタルヘルスの向上にも寄与されます。

次に、二つ目として、生活の質の向上でございます。継続的なスポーツ活動を通じて体力や運動能力が向上し、特に高齢者においては寝たきり予防や要介護状態の予防につながってまいります。

三つ目として、社会的つながりの強化でございます。スポーツ活動を通じて新しい人間関係が築かれ、地域コミュニティとの交流が深まることで、孤立感の軽減、それから生きがいつくりが促進されます。また、地域でのスポーツイベントや活動は住民同士の交流を促進し、地域の一体感が醸成されるものと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今、教育長のほうから生涯スポーツの必要性について御説明ありましたように、私が先ほど最初に述べた中にも、まさしく健康維持、そして生活の質、いろいろな人とお付き合いができたり、いろいろな場所に行ったときに、それを基に人間関係ができる。また、そして三つ目のように、地縁、そして地域とのつながりの一つのきっかけになるというふうに、そういう意味でやっぱり生涯スポーツ、若いときから年がいったときまで必要だということが、教育長のほうからも御説明あったとおりでと思います。小項目②はこれで終わりにします。

小項目③としまして、生涯スポーツのきっかけ作りなんですよね。

やはり、どこかできっかけがないと、なかなか始められない。物事というのは、そういうものであります。

そして、これは大きく分けて三つ、これはまさしく教育委員会が関わりそうな小中学生にとってのきっかけ、そしてこれは行政のほうになるかもしれませんが、社会人にとってのきっかけ、そして高齢者にとってのきっかけづくり、この辺、大まかに言うと年齢に分けて、そのきっかけづくりに何かいろいろな計画がありましたら御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） きっかけづくりについての御質問でございますけれども、やはりスポーツに出会うということはとても重要なことで、議員のほうから三つのカテゴリーの話が出てまいりましたけれども、まずスポーツの出会いは、子どもの頃の出会いというのが一番大きいと思います。議員がおっしゃるとおり、徒競走では駄目だったけれども、長距離で自分のやっぱり力を見いだしたというところがあります。

小中学生の一番多いスポーツのきっかけづくりというのは、保護者が行っていたスポーツにまず出会うというのが数多く考えられます。その後、小中学校では学習指導要領がありますので、体育の授業の中で様々なスポーツを楽しむことができます。スポーツといっても勝敗は関係ないので、体育といういわゆる教科になるわけですが、その中で、ボール運動であったり器械運動であったり、自分の身体能力に合わせたものを出会えるというシステムをつくっております。

また、社会教育の中では、子どもたちに様々なスポーツ体験を仕掛けるということで、民間団体であったりとか、県主催、市主催のもので子どもたちにいろいろなスポーツに出会わせて、自分のやはり体、それから自分の気持ち、そういうものが出会える機会をつくるということで、本市においても様々な取組をやっているところでございます。

また、社会人におきましては、市やスポーツ協会加盟団体、それから民間事業者などが開催するスポーツイベント、それからスポーツ教室、体験会などの情報提供、それから共

有を図っているところでございます。

また、高齢者においては、特に先ほど申し上げた社会人と同じように、国や県、そして民間事業者などが実施する体験教室、そういうものを情報を提供して、気軽に運動を始めるきっかけづくり、そういうものに取り組めるよう努めております。特色あるものとして、本市においては高齢者クラブなど連合会と連携をしたニュースポーツ、ボッチャとか、それからスナッグゴルフとか、そういう新しいスポーツを体験する教室などが開催され、様々な体験ができるように仕掛けております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 生涯スポーツのきっかけ、昨日の地元の新聞誌の中に、稲田小学校の記事が載っていたんですね。私も開催される前に稲田小学校へちょっと伺いまして、公道を使っのイベントというのが、並々ならぬ裏方の努力を伺いまして、またあそこは、稲田小学校、稲田中学校の通りは来栖本戸線が開通したことにより、昨年よりも今年度は交通量が多くなって、その辺をかなり腐心したと聞いています。そういう努力のたまものの中できっかけづくりをされているということも伺っていますので、非常に私からするといいことだなと思うし、これで将来何かずっと続けてスポーツをやる人が出てくれば本当にありがたいなと思っております。

そして、社会人、高齢者、この辺になると、若いときにあった私のように、中学生がきっかけになって今も四、五十年同じようなものを続ける人と、あまりスポーツをしていなくて、どこかできっかけになって年齢がいつから始めるという話を伺っております。この辺、きっかけづくり、これからも、万人に受けるということはなかなか難しいでしょうけれども、これからもきっかけづくり続けていただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

次に、ここから私の今回の本論ということの流れになるんですけれども、この日曜日にまた開催される予定のかさま陶芸の里ハーフマラソンの改革というか、提案ということになりますけれども、この辺についてになります。

そこで、小項目④といたしまして、「かさま陶芸の里ハーフマラソン大会」に冠するエチオピアの英雄アベベ・ビキラの生涯とスポーツについて。

突然こういうことを言われると何のことかということあるかもしれませんが、この辺のことに対する答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 15番畑岡議員の御質問にお答えいたします。

エチオピアの英雄アベベ・ビキラの生涯でございますが、アベベ・ビキラ氏は、1932年にエチオピアのショア州に生まれ、19歳のときに皇帝親衛隊に入隊し、訓練の一環として様々なスポーツのトレーニングを受け、その中で長距離への適性が見いだされ、1960年、ローマオリンピックのマラソン競技に出場し、全く無名の選手でありながら28歳で当時の

世界最高記録となる２時間15分16秒にて優勝されました。このとき、靴が壊れ、はだしで走り切ったことから「はだしのアベベ」としても有名でございます。

次の1964年の東京オリンピックにおいても、32歳で当時の世界記録を１分44秒縮める２時間12分11秒で２連覇を果たすなど、このほかにも多くのマラソン大会で優勝されました。その後、1969年、36歳のときに自動車事故で下半身不随になり、車椅子での生活を余儀なくされましたが、現在のパラリンピックの原点と言われている国際ストック・マンデビル競技大会にもアーチェリー、卓球などで２度出場し、1973年、41歳で生涯を閉じられております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今のアベベ・ビキラさんの生涯は、今どこですからいろいろな形で調べれば、当然私も一端は存じ上げておりますけれども、なぜこの質問をしたかというと、あれ、アベベさんは最後どうだったんだっけというよりも、たしか交通事故に遭ったよなというのをふと思い出して、それを調べましたら、まさしく車椅子の写真が出てくるとか、あれだけ走れた人が走れなくなった、生涯ずっと自分の足で本当に名声を得てきた人が突然走れなくなるということが、要するに突然起きると。これは、ひょっとすると誰にでも起きるのだろうということで、そうしたときに、生涯スポーツを提供するというとちょっと言葉はあれですけども、可能な限りそういうものに対応できるようなことができたらいいいのかなと思うので、そしてまたこのハーフマラソンのタイトルの上にアベベ・ビキラ記念ということが書いてありましたので、笠間市のハーフマラソン大会がそういうところにも目を向けていただければ、ひょっとすると笠間のハーフマラソンは本当に心が広いというか、いろいろな考えがということができたらなと、かなりこじつけかもしれませんが、そういうことを少しでも考えていただければ、このタイトルにさらに恥じないのかなと思ひまして、この質問をさせていただきました。

そういうところで次の質問に移りたいと思いますけれども、私もこのハーフマラソンに関して何度か質問したことを後で思い出しまして、今年の令和６年第１回定例会においてやはり、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会の改革を質問しているんですよね。答弁では現状維持とし、５キロメートル、10キロメートルの種目に追加することはないといただいております、懲りずにまた同じような質問をさせていただくわけですけども、これをやはりここまで来たように、生涯スポーツ、いろいろな人がもう少し参加できるように改革できないかなということで、小項目⑤、生涯スポーツの視点から見た「かさま陶芸の里ハーフマラソン大会」について、御答弁をいただければありがたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

生涯スポーツは、健康づくりや社交の場を目的として、いつでも、どこでも、誰とでも楽しめるスポーツであることに対しまして、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会につきま

しては、当初は小学生や中学生、親子の部のほか一般の5キロや10キロの部の種目により実施しておりましたが、2013年第8回大会からは、それまでより技術や記録を目指しチャレンジ志向の強い選手が参加する大会とするため、公益財団法人日本陸上競技連盟の公認コースの認定を受け、10キロの部をハーフマラソンに変更し、次に2020年第15回大会からは、新型コロナウイルス感染症の影響や係員ボランティアの負担軽減、交通規制時間などを考慮し、種目をハーフマラソンのみとして実施しております。

現在、市では、市内のスポーツ資源や観光資源を活用したスポーツの力による地域経済の活性化を目的として、マラソン大会だけではなく、スケートボードやBMXなどのアーバンスポーツの大会など数多くのスポーツ大会を開催することにより、本市のイメージアップや認知度向上のほか、市の魅力を感じていただけるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 基本的には、今年の第1回定例会の内容と同じかと思えますけれども、分かりましたというわけにもいきませんので、少々質問させていただきたいと思えます。

ここにも「挑戦せよ！アップダウンの極限へ！」、どちらかという、何ていうかな、エリートとまでいきませんが、前回のたしか「ガチ」とかいう言葉が書いてあったと思って、本気の人来いよということでやっているんだと思います。それが間違っていると私は思いませんけれども、実は栃木県大田原市ですか、ここのフルマラソンは制限時間4時間でいまだにやっているんですね。こういうタイプのものは、今減っているんですね。皆さんお分かりかどうか分かりませんが、私が二十歳の頃に、別府大分毎日マラソン、あれもエリートしか出られなかったんですね。制限時間が2時間30分だったかそのぐらい、今はたしか3時間、もうちょっと緩くなって、この傾向はいろいろな大会で進んでいるんですよ。東京マラソンを見ていただければ分かるように、かつては東京国際マラソン、東京国際女子マラソンということでエリートランナーのみが走る大きな大会だったんですけども、今は東京マラソンとしておおよそ3万人規模の、とは言っても6時間、7時間かな、6時間ぐらいだと思いますけれども、非常に市民マラソンという形になっている。

要するに、流れとしては、エリート系もないわけではないけれども、今は市民をどう一緒に走るかというふうになっております。とはいっても、町のづくり、いろいろな制約のある中でできること・できないことがありますので、無制限に手を広げていただきたいということは私も申しません。

そこで、今のハーフマラソン、これ高校生出られないんですよね。なぜですか。御説明いただきたいと思えます。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

高校生につきましては、長距離競技は一般的に10キロまでとされており、それ以上の距離につきましては、身体的に成長過程であることから、負担が大きいとされております。これが、まず一つでございます。

次に、本大会におきましては、一般財団法人茨城陸上競技協会、こちらの指導の下、高校生の参加を認めないことと決定しております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 私もかつて競技人としてやっていたときに、そういうことをあつたのは覚えております。この年齢制限に関しては、多分そういうことなんですよ。大きな国際大会になりますと、やはり18歳以下とか16歳以下とか、いろいろな形で距離とのバランスを取っていたというの、かなりがちがちにやっていた時代があると思いますけれども、今かなり何かその辺は、曖昧というよりも、自由裁量権があるように見えるんですね。

先日の8日、私の知人も出ましたホノルルマラソン。これは年齢制限がどうなっているかと、これそちらにお願いしてありませんので私のほうから言いますが、ここに書いてあるんですね。参加資格、大会当日の年齢が7歳以上、これもちょっと極端ですけども。制限時間、これも極端なんですけども、たしか制限時間ないんですよ。走っている人がいる間は、大会関係者がゴールで待っている。

ここまで笠間でやってくださいとは言いませんけれども、ハーフマラソン以外のものができないのであれば、年齢をもうちょっと広げることによって対象者を増やすということが考えられないのかと思ひまして、質問いたしております。答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 議員のお気持ちは受け止めさせていただいております。

ただし、一般財団法人茨城陸上競技協会と協議の上、決定した事項でございます。この年齢制限につきましても、また次回の大会の前に陸上競技協会と協議する機会がございますので、そのような要望があったことはお伝えしていきたいと思ひます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 年齢制限に関しては、陸協のルールブックにも基本的には大会ごとに決められるというふうに書いてありますので、その辺何かできましたら、次回のあれとしてよろしく願ひいたします。

年齢制限の話はここで終わりしますが、今度は距離の話なんですよ。先ほど説明がありましたように、ハーフマラソンのコースも、私ちょっと失念しましたが、今、変更になりまして、今のコースであれば3キロぐらい、そして10キロぐらいというコースをつくるのが、交通規制を同じ状態の中でもできるのではないかと、私を悩まして、ひょっとしたらこれはどちらか20キロに、ハーフマラソン21キロに満たない距

離を設定できるのかなということを一度議論していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

現在、市のスポーツに対する取組でございますが、スケートパークの完成や東京オリンピックでのホストタウンへの登録、またスポーツコミッションの設立などを契機として、スケートボードやBMXの大会、ブレイキンの県内最大の大会、車椅子ソフトボール大会、台湾小学生とのスナッグゴルフ交流大会など、現在数多くのスポーツ大会を開催しております。ハーフマラソンにおいて様々な種目で大会を開催していた当時は、大きな大会としましては、このハーフマラソンと駅伝大会、またスナッグゴルフ大会のみでございました。

答弁の繰り返しになりますが、今後もこれらの大会を開催することで地域外交流の促進による地域活性化を図るとともに、多くの市民にスポーツの魅力を感じていただく取組を継続してまいりますので、ハーフマラソンにおいて、市の主催において他の種目を実施する考えはございません。しかしながら、先ほどの御要望があったことは、先ほど申しました実行委員会の中でお伝えしていきたいとは思っております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） なかなか難しいということですのでこの辺にしますけれども、生涯スポーツの中で、私だけではないと思うんですけれども、できれば同じ種目、同じスポーツを続けたいという人いるんですよ。なぜかという、若いときにやっていたものができなくなることへの恐怖感というか、それが今もできるという、ある意味自分の安心感というか、そういうものを持っている人が一部いるということも御理解していただければありがたいなと思います。

というところで、今ありましたように、なかなかハーフマラソン大会の種目追加、困難なようです。振り返ってみれば、昨年の第4回定例会での一般質問で車椅子部門について質問いたしました際に、当時の堀江教育部長より、大変難しいと考えている。県内で開催している牛久市の大会での参加者が2年続けて2名が現状であるという答弁をいただき、私自身、正直言って、そんなに必要としている人がいないんだということを、大変私自身へこんだことを覚えております。

本当に私の独りよがりなのかと自問自答いたしまして、身近にいる車椅子利用者の方々へのアンケートをいたしました。具体的に、今回のハーフマラソンのコースがお稲荷さんの前を通るということで、この笠間稲荷通りをメインとする約1.8キロメートルコースを提示したところ、それほど多くありませんけれども、15名中6名の方が、ここにアンケートがあるんですけれども、参加したいという方が6名の方がいらっしゃいました。そして、参加は無理かなという方が8名、分からないという方が1名でございました。この6名のためだけかもしれませんが、東京マラソンの10キロメートルの部のように、ごちゃ

混ぜの部を来年の第20回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会と並行開催ということを別の団体で模索したいと思いますので、そのときには御相談に乗っていただければありがたいと思います。検討というとあまりにも堅い言葉になりますので、まずは相談に乗っていただければありがたいと思います。

では、最後の小項目⑥になりますけれども、市長、教育長が実践する生涯スポーツについて、伺いたいと思います。では、まず初めに、教育長のほうからお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

生涯スポーツについてなんですけれども、私が行ってきた競技スポーツは40年近く行っていますけれども、生涯スポーツに移行なかなかできないスポーツです。体力的にも難しいスポーツで、ミニマムで、そしていわゆるコンパクトに試合がするというスポーツではないので、途中で競技を諦めた経緯がございます。

今は、日本協会それから県の協会、そして市の協会の役員として、今度は支える側に、後進を育てるというか、子どもたちに体験をさせるということで、それを中心に活動しています。ちなみに、先月、岩間の上郷地内の田んぼを使ってラグビーをやりまして、総勢400名近くですか、そのぐらいの子どもたちや保護者の方が集まって楽しんだということで、そういうことで子どもたちにはスポーツの出会い、それから指導者の育成、そういうものに取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） ありがとうございます。400名というのは、なかなかすごいものですね。今、教育長がおっしゃるように、今までは競技者だったのに、やっぱりどこかで支える側に回る。私も年を取って裏方の大変さが分かったところで、ちょっと私も見るところが変わったということもあります。

では、最後となりましたが、山口市長の生涯スポーツ、実践されていることありましたら御答弁できたらと思います。お願いいたします。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど来ありますように、生涯スポーツ、いつでも、どこでも、自分の体力に合ったスポーツをやりながら健康づくりに励んでいくということだと思います。

私の生涯スポーツといっても、学生時代にスポーツやっていた程度であって、今は特段何をやるということはありませんが、生涯スポーツと言えるのか言えないのか分かりませんが、自分なりにウォーキングをしたりストレッチをしながら体力の維持というか、健康づくりに取り組んでいるというのが今の私の状況でございまして、人それぞれが自分に合った取組をして健康をしっかり維持していただけると、そういうことが重要ではないかなと思います。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 市長はかなり謙遜されて御発言されていると思いますけれども、公務の忙しい中、時々まちで散歩というか、されているのを見かけることもありました。ただ、最近私と時間が合わないかもしれませんけれども、これまでもハーフマラソンを走るということは、私からすると、やはり完走する、タイムなんか関係なく、60歳過ぎでハーフマラソンを完走することはすばらしいと私は見えていて、やっぱり私が一つ下なので、これはもう市長に負けてはいけないなと思って、いまだに頑張っているところありますけれども、タイムではなく、やっぱりいつまでも続けられるというのが運動のいいところだと思いますので、私も市長そして教育長を見習いながら、これからも続けていきたいなと思います。

これで、大項目1、生涯スポーツの推進については終わりにいたします。

次に、大項目2、文化財の保護と有効活用について。

令和4年7月22日に開催された文化財審議会文化財分科会の審議・議決を経て、136件の建造物を登録するよう文部科学大臣に答申されました。この結果、官報告示を経て、令和4年10月31日に笠間市大郷戸にある富田家住宅主屋が登録有形文化財（建造物）として記録されました。また、令和6年11月22日の最新の答申により129件が追加され、登録有形文化財（建造物）は1万4,432件になる予定というふうな情報を受け取っております。

ではここで、小項目①、文化財保護法における文化財の定義について、簡単に御説明いただければありがたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

文化財の定義でございますが、現在の文化財保護法は、第2次世界大戦中に多くの貴重な文化財が失われ、また戦後の社会的、経済的混乱から多くの文化財が荒廃し、特に昭和24年1月の法隆寺金堂壁画の焼損を契機として立法化の機運が高まり、議員立法により昭和25年5月に成立し、同年8月に施行されております。同法において文化財の6分野が定義され、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群となっております。

また、これらの文化財のうち、我が国にとって特に重要なものが国宝や重要文化財として指定され、重点的な保護の対象としております。この文化財については、その種類に応じて、現状変更などに一定の制限が課せられる一方、保存修理に対する補助や展示機会の拡大など、保存及び活用のために必要な措置が講じられることとなります。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 先ほどの文化財の体系として、大きく分けると6分野ということの御説明がありました。これ全部やっておりますと時間が幾らでも足りませんので、ここでは有形文化財の、さらにその中でも建造物に限定して進めさせていただきたいと思い

ます。よろしくお願いいたします。

この中で、まさしくこれ定義の中の一つになると思いますけれども、指定文化財と登録有形文化財の概念の違いを御説明いただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 指定文化財を指定する文化財指定制度は、保存管理に対する強い規制の中で、文化財の歴史的価値保存を重視しております。

一方、登録有形文化財を登録する文化財登録制度は、この指定制度を補完するという制度の趣旨を踏まえ、幅広く緩やかな保護措置の中で、公開活用を主たる目的としております。例えば、建物の修繕であっても指定制度では許可制であり、指定時の原状保持を原則とする一方、登録制度では届出制を取っており、また外観以外の変更については原則届出不要となっております。

指定制度は制限が多く、公開活用が困難な場合もございますが、登録制度は建物内部を自由に改装できるなど自由度が高く、公開活用の選択肢が広がる制度となっております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今、指定文化財と登録有形文化財の違いの説明がありまして、要するに残し方、そして使い方への制限の範囲が変わってきているということで、そういう中で、2年前に富田家住宅が登録有形文化財の建造物に指定されたということ。

ちょうど2年前に、当時まだ議員でありました市村議員が一般質問の中で、富田家住宅、質問を小項目③に移らせていただきたいと思いますけれども、しておりまして、登録有形文化財、当時まだ登録されたばかりで、どういうふうに使うか、そしてどういうふうに使っているかというのが明確でなかったと思いますけれども、まずは登録有形文化財富田家住宅主屋の登録の経過、どういうふうに、かなり御苦労されたと思いますけれども、かいつまんで説明いただければ、登録がどういうことであるかというのは分かると思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。答弁の中に、議員の御質問の中にあった文言と一部重複する部分もございますが、御承知願いたいと思います。

過去には、平成9年に合併前の旧笠間市において市指定文化財の指定について検討いたしました。指定には至らなかった経緯がございます。

平成29年に改めて富田家住宅の管理者から個人での管理が困難であることや後継者がいないことなどから、寄贈を含めた今後の活用方法についての相談がございました。市ではこの相談を受け、その価値について専門家の意見を求めるため、平成31年に筑波大学との連携により現地調査を実施し、富田家住宅に関する所見をいただきました。所見によりますと、建築当時にこれだけの大規模な建築物は他に例を見ないほど貴重であること。江戸後期から末期にかけて建築された笠間藩ゆかりの建築物であり、後世に残すべき貴重な建

築物であるとされたことから、当時の所有者からの同意の下、寄附を視野に入れ、今後の保存と活用を見据えた中で、国の登録有形文化財として登録を目指すことといたしました。その後、令和3年10月の文化庁調査官による現地調査などを経て、令和4年10月31日付で「富田家住宅主屋」として正式登録となったところでございます。

市では、国の登録有形文化財としての登録によりその価値が認められたことから、同年12月に寄附の受入れを行った経緯となっております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） この富田家住宅主屋の登録過程の説明いただきました。基本的には、もう持ち切れなくなって市のほうへ寄贈したいというのが発端ということ、多分一番の大事なところなんだろうと思います。やはりこれは個人の持ち物のままですと、いろいろな制約もっとあったんだろうと思いますけれども、その当時の関わった方への御苦労が本当に感謝するしかないと思っております。

そして、小項目③はこれで終わりますけれども、今年度の初めに令和6年度山口市長の施政方針の中で、富田家住宅の活用につきましては、宿泊することができる古民家体験施設として、建物の復興状況や耐震性などを評価する古民家再生総合調査の結果を基に、運営形態や具体的な活用手法の精査など、旅館業法などの各種法令の適用に必要な改修などを進めてまいりますと表明されておりますけれども。

そこで、小項目④といたしまして、この登録有形文化財「富田家住宅主屋」の利活用、どのように進んで現状になっているかというのを御答弁いただきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

先ほど議員からございました古民家再生総合調査の結果、大がかりな耐震工事は必要はないということが判明いたしましたが、宿泊することができる古民家体験施設とするには、消防法であったり、食品衛生法であったり、様々な法令をクリアするだけの大がかりな改修が必要となることも判明いたしました。

このことから、現在は、古民家を体験できる宿泊施設や飲食店の運営を目指す民間事業者の募集を今月中に開始できるよう、手続を進めております。民間事業者が持つ専門性や企画力を生かして改修や活用計画を提案してもらうため、公募型プロポーザル方式により、今年度中に候補者を選定する予定でございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） なかなか、古民家を利用して、さらに価値のあるものにするのは大変ですが、公募型ということで、いい応募があることを期待するしかないものですから、この先どういうふうに使うかというのを含めて公募ですから、ここでは私がか質問するということもありませんので、いい団体なりが応募されることを期待して、これの質問は終わりたいと思っております。

では続きまして、令和２年第３回定例会において村上議員から歴史民俗資料館についての質問をされており、そのときに来館者の減少、展示内容のマンネリ化などが答弁されておりますけれども、ここで小項目⑤の質問になりますけれども、登録有形文化財「歴史民俗資料館（旧宋戸町役場）」の現状について、御答弁いただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 歴史民俗資料館の現状についてでございますが、平成16年２月17日付で友部町立歴史民俗資料館として国の登録有形文化財に登録された本館資料館の館内では、遺跡からの出土品や産業と生活の変遷を伝える道具などの展示を行っております。

来館者は、一般の方のほか市内小学生の社会科校外学習にも利用され、子どもたちが地域の歴史に触れ、昔の暮らしを身近に感じることができる施設として活用されております。今年度は、宋戸小学校の３年生が歴史民俗資料館の学芸員になろうというテーマで、資料館を利用した総合的な学習を行っており、より深く展示品について学んでいるところでございます。

来館者につきましては、コロナ禍前までは戻ってはおりませんが、近年ずっと同じような傾向でございます。700人から900人の間で推移している状況でございます。

今後も文化財として保存するとともに、地域に密着した資料館として公開活用を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 笠間市にはまだ二つしか登録有形文化財はありませんけれども、そのうちの一つとして既に公開がされて、利用がされているというところ。ただなかなか、先日も建築物のことをよく分かっております地域おこし協力隊の隊員の方が、ここをコースの一つとしてまち歩きをされたらというのを聞きまして、やはり物というものは見る人によって価値が見えるし、分からない人というか、興味の無いという角度によって分からないところありますので、展示物の物もあれですけれども、建物としての価値をもっと分かるようなふうに、市民、私たちもそうねばいいなと思いますけれども、その辺のアピールの仕方。

そして、たしか今年度からの展示の日程が少々変わったように伺っておりますけれども、その辺一度御説明いただければ、今の展示のスケジュールですね。開館時間というか、その辺がありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 歴史民俗資料館の開館日、こちらこれまでかなり、何ていうんですかね、ばらばらというか、年末年始は特にばらばらだったのを、利用者が分かりやすいように、ここからここまでは休館、ここは開いているという状態を統一したということとございまして、火曜と木曜こちらについては必ず開いているような状況にしたところ

でございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） どんなに繁盛しているところでも、行ったときに閉まっているというのもあれですから、火曜日と木曜日だけでも必ず開いているということが分かれば、興味のある方には非常にありがたいと思います。これで、小項目⑤の質問を終わりたいと思います。

そして次に、やはり今年度初めの山口市長の施政方針の中で、本市は地域が管理する文化資源が数多く存在いたします。昨年末に全区長に対して地区の文化資源に関する調査を行った結果、9件の情報提供があったことから、現在、文化財保護審議委員会委員による文化的価値の調査を進めており、一定の価値が認められる物件については保存に向けた方法などを検討してまいりますという表明がありましたけれども。

ここで、小項目⑥の質問になりますけれども、文化交流都市の推進に次の登録有形文化財の候補について、今検討されていることがあれば御答弁いただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

まず、議員からございました9件の情報につきまして、文化財保護審議会委員と現地調査を行った結果でございますが、文化財とするまでの価値が見いだされなかった結果となっております。

現在の登録有形文化財の候補についてでございますが、市の文化財保護審議会では「大日堂」を登録有形文化財の候補として手続を進めておりまして、明日12月12日には文化庁の調査官による登録有形文化財の現地調査を予定しているところでございます。

候補の選定方法と手順は、まず市の文化財保護審議会の委員が候補となりうる物件の現地調査により、保存状態や価値などの確認を行います。次に、所有者の将来的な保存と利活用の意向を十分に確認した上で、登録を目指す意思決定を文化財保護審議会の中で行い、合わせて大学教授などの学識経験者の協力を得て、資料調査のほか平面図や立面図等の作成を進めるなど、物件資料の充実を進めていきます。その調査を基に、文化財保護審議会で見解を整理し、候補物件を決めていくような手順となっております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今、文化財の候補として、さらにもう既に現地調査視察の日程が明日ということで、まさしく笠間市にあるこの日本画家木村武山ゆかりの大日堂ということになりますので、これ壁画が芸術的なものもありますし、建物そのものということであってうまく段取りが進み、登録されることを希望してやみません。

そして、ほかの候補についてなんですけれども、いろいろな見方があると思いますけれども、例えば今やはり笠間市の財産の中にあるということであれば、登録有形文化財というのは一つの物差しとして50年以上たっているということがありますので、まだそこまでいっ

ておりませんけれども、1981年に建てられたということで、伊東豊雄建築士ゆかりの陶芸家里中英人氏の旧アトリエ兼住居「笠間の家」ですね。これは人によったらいろいろな見方あるでしょうけれども、まさしく伊東豊雄氏の出世作というか、デビュー作に近いものありますし、年月がたてばきっとそれなりの価値ということになるでしょうから、この辺も注視していただければありがたいと思います。

また、笠間市文化財愛護協会が編さんしました笠間の文化財読本、この中に、昭和60年、昭和61年の頃にできました民俗文化財、5、住居の部1、6、住居の部2という、ここに当時、既にもう40年たっているわけですがけれども、当時そのときにいろいろな住宅の記載があります。こういうものが参考になるのかなと思っております。とはいっても、実はここに、富田家住宅は記載がないんですね。その理由はちょっと分かりませんが、さらに記載されていても、もう既に建て替えられてしまったものもあるでしょうし、幾つか私も現存するのを確認しております。この辺は当然、今使われている物件でありますけれども、大事に今後残されることの一つのリストになるかと思います。

そして、もっと大事なのは、やはり今の伊東豊雄氏の「笠間の家」もそうなんですけれども、明治以降の近現代の建造物、要するに50年から100年ぐらいのものというのは、なかなか古民家というにはちょっと新しいので見逃しがちなんですけれども、この辺をもう1回大事にしていいただければなと思います。

何でこんなことを言いますかという、私も市民の方から、この建物を残したいよねと、まさしくその登録有形文化財（建造物）の基本となるその地域の方が残したい、その風景の一つであるということのあれを一つの視点として、次のリストアップに見ていただければありがたいと思います。

というところで小項目⑥の質問これで終わりにいたしまして、最後に小項目⑦になりますけれども、これは平成25年、2013年ですけれども、早いものでもう11年もたってしまいましたけれども、第2回定例会の私の質問で笠間の指定文化財等の歴史的遺産を通したふるさと教育と地域振興についてという質問をさせていただいたものをきっかけに、3年後の平成28年、国指定重要文化財4か所から始まった文化財の公開です。

この小項目⑦の質問としまして、今後の文化財公開について、御答弁いただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

先ほど議員から御紹介がありました文化財公開につきましては、市内4体の重要文化財の仏像4軀を毎回公開しまして、そのほかの物件につきましても、直近で修理が終わったものや、その年に話題性のあるものを公開するように取り組んでございます。

また、日本遺産認定を契機に、益子町との共同事業としても取り組んでおりまして、日本遺産の認知度向上や地域間連携の機会としております。

今後につきましても、このような地域間連携による文化財の魅力発信や公開活用などの取組により地域資源の付加価値を高めることで、交流人口の増加を目指し、文化交流を推し進めてまいります。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 最初は毎年やっていた、今は隔年ということになりまして、今年度は休みの年ということで、来年度の話はさらにまた丸々1年たっておりますから、まだ詳細は決まっていないのしょうけれども、今の日本遺産との絡みを持ちながら、文化財の公開、そしてこの文化財を公開して、また地域に文化財、登録有形文化財も含めてですけれども、そういうのあることによって、市民が地域へのある意味帰属意識というか、自分のまちをやっぱいいまちなんだよということの一つのモチベーションになるかと思えますので、文化財の公開も今後ともしっかりと続けていただければありがたいと思います。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 15番畑岡洋二君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

坂本奈央子君。

〔6番 坂本奈央子君登壇〕

○6番（坂本奈央子君） 6番、かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。質問は一問一答方式で伺います。大項目1、寄り添う教育・指導の強化事業について。

市では笠間まると「子育て都市」宣言プロジェクトStage2において、義務教育段階における児童生徒の多様化する教育的ニーズに対応するため、特別支援教育の充実など様々な事業を展開しています。そこで、主な事業について伺ってまいります。

小項目①、保幼小中特別支援連携事業について。

この事業は、今年度からの新規事業として予算額1,029万8,000円を設定して実施されておりますが、初めにこの事業はどのような事業か、事業内容について伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

〔教育長小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 6番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

保幼小中特別支援連携事業についてでございますけれども、笠間市の教育委員会として

は、3年前からキャリアコーディネーターを配置して、保幼小中特別支援学校との連携を強めております。その中で、特別支援教育の重要性について鑑み、この事業、特別支援教育の連携事業をしっかり進めていこうという中で、特別支援教育が必要な児童生徒が、幼児教育から義務教育間において、そして円滑に就学、進学ができるようにするため適切な学習環境等の提案や、それから各学校での特別支援学級の担任への助言、そして指導支援を行うコーディネーターを2名配置している事業でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 特別支援教育について、その幼稚園や保育園から、またその就学までの連携をうまくやっていきたいと思いますという中で、連携コーディネーターを配置するという事業内容ということなのですが、ではその事業の実施状況はどのようになっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） コーディネーターの活動状況についてお答えをしたいと思います。

コーディネーターは、市内学校を中心に巡回をするという形を取っております。特別な支援を必要とする児童生徒への対応、それから指導方法について担任に助言をしております。また、配慮を要する幼児が小学校への就学が円滑にできるよう配慮事項を小学校に確実に引き継ぐ、そういう方法を通じて、各学校での特別支援教育の充実に向けて活動しているのが実態でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そのコーディネーターという方が各学校を巡回して、これは主に小学校とか中学校を巡回することになるんだと思うんですけども、巡回して、担当教員、特別支援学級の担当教員に助言をしたりということで、今お話にありました、この幼稚園や保育園から小学校に就学する際に、ここに適切に引き継ぐというお話があったのですが、そこはとても重要であるということで私も考えておりまして、ここのところがやはり一番、小学校に入ってからクラス編成ですとかそういうところにも影響してくると思うので、ここについては引き続きやっていっていただきたいと思うところなんですけれども、これまで、今年度の事業なので10か月、11か月でしょうか、実施されてみましての成果や課題としてはどのようなことがあるか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 成果と課題についてお答えをしたいと思います。

コーディネーターが市内学校を巡回訪問しながら助言をすることで、児童生徒一人一人の適切な学びの場を検討することができている状況です。

課題としましては、近年特別な支援を必要とする児童生徒が多くなっていること、それから学校からの巡回訪問の要望、何度も来てほしいという要望ですね。それから、児童生

徒の見取る時間が増えている。要するに、先生方がこの生徒を見てほしい、この児童を見てほしいという時間が増えているというところがあります。また、支援の内容も多岐にわたっているので、対応が難しくなっている状況を感じているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね。今お話にもありましたが、特別な支援を要する児童生徒が多くなっているという状況があるかと思いますが、さらにはその子どもたちの特性は様々でありまして、その特性に合わせての特別支援教室の担当の先生方はそれに合わせた授業づくりということになりますと、やはり必ずしも特別支援学級の先生が、専門性がある先生ばかりではないわけなので、大変御苦労されているのではないかと思うところですが、市としてはそのようなところへのでこ入れとして、手だてとして、この特別支援連携コーディネーターを配置し、特別支援学級の担当の先生への助言や指導、支援をしているということであると思います。

また、市ではこども育成支援センターを設置して、ゼロ歳から18歳まで切れ目のない支援として発達支援事業も行っておりまして、保育園や幼稚園にも各分野の専門家の方が訪問して、保育士の方々と連携して相談に乗っていただいているということもありまして、保育士の方々からもそのサポートはすごく助かっているというお声がありますので、そのような支援体制の一環として、この事業も重要であるということが分かりました。小項目①を終わります。

小項目②、特別支援教育支援員配置事業について。

文部科学省が今年9月に公表した特別支援教育に関する調査結果によりますと、令和4年度における特別支援通級指導在籍の児童生徒数は19万8,343人で、過去最多を更新したとのことで、このことにつきまして文部科学省では、保護者や教職員の理解が深まったことや、発達障害への理解が進んだことなどが背景にあると見ているとのことです。

私は令和4年度第3回定例会において特別支援教育について質問させていただきましたが、そのときの教育長の御答弁によりますと、やはり市における特別支援学級数や、児童生徒数の増減については、年々微増ではあるが増加する傾向であるとのことでした。今の御答弁にもありましたが、需要が増えているということで。

市では特別支援教育が必要な児童の介助や学習支援のために、特別支援教育支援員を配置しています。今年度は、事業費1億834万7,000円を設定し、41名を配置しているということなのですが、この予算はこの支援員の人件費ということが主になると思うのですが、この配置状況やその実施状況はどのようになっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 特別支援教育支援員の配置事業についてお答えをしたいと思います。

現在の配置状況は、議員御指摘のとおり、現在41名を配置しております。しかし、学校

からの要望は66名ありました。66名に対して41名の配置ということなんですけれども、これの配置には理由がありまして、まず順番に我々のほうで考えているのは、まず重要なのは、医療的ケアをする子どもが何人いるのかということで、これを最優先に配置をしています。それが、現在のところ2名ということで配置をされています。その次に、身体的、それから健康的な理由で配置が必要とされるものについては、今のところ14名という形の希望が上がってきて、それに配置をするという形ですね。

その後は、これは保護者の考え方に基づくんですけれども、特別支援学校入級の子どもが公立の小学校、中学校に入級してくる場合がございます。その場合については、配慮をして、市役所のほうで支援員をつけるということで考えております。

それから、その後は自閉症、発達障害と呼ばれる子どもたちにつけていこうかということと、最近問題なのは子どもが飛び出してしまうとか、何の障害もないんですけれども、教室の中で担任、小学校は1人しかいないので、1人飛び出すと残りの34名教えるのは誰かとなるので、こういう子どもたちに対応するという形で、現在、喫緊の課題として41名を配置したという経緯がございます。

内容的には、先ほど議員からありましたように、担任の目や手が行き届きにくい部分の補助、それから児童への支援を充実させているのが現状です。具体的には、学習時の支援、それから学校行事等での支援はもちろんですけれども、そのほか身辺整理の補助、集団生活になじめない児童、先ほどみたいに飛び出すという子などの支援の活動を行っております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 41名ということで配置は現在しているが、要望としてはやはり66名上がってきていて、そこに全員に対応することはできないので、支援の必要性の重要度といいますか、そのところから判断し、優先順位をつけるのはちょっと本当心苦しいことだとは思いますが、その中で医療的ケア児であったり、身体、健康の支援が必要な子であったりということで、支援員を配置しているということが分かりました。

やはり、担任の先生が小学校は1名で今、一応35人マックスで学級運営はされていると思うんですけれども、その中にどのくらいの割合でそういう支援が必要な子がいるかということによっても学級運営が大きく変わってきてしまうので、やはりこの特別支援教育支援員の配置というのはとても重要なことであると捉えられるわけなのですが、この事業はもう支援員が配置されてから大分経過している事業であると思うんですけれども、これまでやってきてみて、配置による成果や課題としてはどのようなことがあるか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 成果と課題についてお答えをしたいと思います。成果については、先ほど申し上げたとおり、そういう子どもたちに対して担任の援助というか、そういうことができるので、円滑に学級運営は出ております。

課題として考えられるのは、例えば保幼、いわゆる保育園、幼稚園からの引継ぎが甘くて入学後に初めてその障害が分かるとか、それから飛び出してくるとか、そういう子どもたちへの対応がちょっと難しいというところで、人的配置ができないというところで、外部の方々を活用しながら今、援助指導をしているという最中でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 担任の先生の支援や、支援を必要としているその児童にとっても、支援にももちろんなっているということで、そこはメリットといいますか、成果として上げると。課題としては、やはり先ほども私も申しましたが、小学校に引き継ぐ段階で、引き継ぐ内容が甘いというところで、入学後に気づくということが起こっていると。

やはり一定の評価はされているということで、またその現場からの要望で支援員もこうやって増員はしてきているわけなので、配置を継続しているということだと思いますが、支援員を配置することで、支援が必要な児童生徒にとっても支援員のサポートは必要ですし、また小学校の担任の先生にとっても助かるということで、一定の成果があると思います。

課題としては、今、教育長が御答弁にもありましたが、引継ぎが甘いとか、支援が必要なのにやはり配置ができないというところが課題としてあると思うのですけれども、そのほかに基本的に支援員の方は、子どもたちとの関わり方や支援内容について担任の先生の指示に従って活動されていると思うのですけれども、先生方がほかの業務があまりにも忙しくて、支援員の方とうまくコミュニケーションを取る時間がないと、十分に。支援員の方も時間が決まっていますので、生徒が、児童が帰られたら、支援の方も退勤するということになっているので、子どもたちがいる間は、もちろん先生との共有する時間が十分に取れていないということがありまして、そのような声が聞こえてきております。

支援員の方の研修も行っていると思いますが、ぜひ先生方からも、そして支援員の方からも意見を聞きながら、こういった課題について、ぜひ改善のために取り組んでいただきたいと思います。

また、余談になるんですけれども、別の課題としては、もしかしてないかもしれないですけれども、本当は支援を受け入れたほうがいいのかと思われるお子さんが、どうしても別の教室に行くことを嫌がって、敬遠して支援につながらないとか、保護者が了承せずに行けないということがあって、特別支援学級というその名称がちょっとイメージを悪くしてしまっているのではないかなと思ってしまして、各学校によって「あすなろ」とか「くすのき」とか別名称をもちろんつけているんですけれども、もともとの名称を、これは文部科学省で特別支援学級というくくりにされているので、もともとを変えるのはできないのかとは思いますが、特別支援学級ではなくて、個別指導教室というような呼び名にすれば、みんなが行きやすくなる。例えば、自分は算数がとても遅れていて、本当は教えてもらいたいけれども、なかなか教室の中で先生に分かりませんと言えない子が、個別指

導教室に行ったら、個別にその子が分からないところを特別に教えてくれるよみたいな流れ、学校内にある塾みたいなイメージになったら行きやすくなる。多くの子が、そういう子が行くところだから特別感がということがなく、行きやすくなるのかなと思うんですけども、そのあたり御意見はございますでしょうか。すみません。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 大胆な御意見をいただきまして。特別支援学級という名称については国で決められた名称なので、これはなかなか変えることができないんですけれども、なるほどそういう、「たんぼぼ」とか「なかよし」とか市内にありますので、名称を個別指導学級と変えることも一考の余地はあると思うんですけれども、保護者に誤解されがちなのは、学力が低下している子どもとか学習が遅れている子どももここに入ってくるのかとなると、本来特別支援が必要な子どもたちは自立活動という、いわゆる一般の教室ではできないような活動を特別支援学級で行っているの、本来のキャリア教育ができない状況になってしまうという危惧はあります。

それから、特別支援学級に配置されている子どものほとんどは、支援員はつかない場合が多いです。普通学級に入っている子どもで支援を要するという子どもたちに支援員がついているので、そういう形を取っているところがあります。

ですから、名称についての抵抗ということで、保護者の方が入級を拒むということは、これは昔からあることであって、ただ子どもたち自身の将来のことを考えていくとすると、やはり指導主事もそうですけれども、各学校の先生方は、就学時の相談のときに勧めたりとかそういう形でやっているので、今後もそういう形で勧めること。それから、名称については、抵抗がないような名称をまた考えるということにさせていただければと思います。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね。国で指定されている名称なので変えられないということは承知しましたし、今の御答弁でよく分かりました。

ただ今のお話で、特別な支援が必要な子が通級するということは、自立活動が行われているということで、あくまでも学力が追いついていないという子が全員が行けるわけではないということなんですよね。とすると、やはり学力が上がらない、本当に教室の中でついていけないという子が、やはりその子に対する手だてというのはしていかないと、小学校の算数が全ての基礎といいますか、中学校に上がるまでのだったりもするので、学力のところの手だてということも今は個別指導のほうに、何というんでしょう、学びを画一的な学びではなく、学びであったり、自ら学ぶという方向に文科省もシフトしていこうとして、少人数学級みたいなことも言っているわけなので、ちょっと特別支援ということからは別になってしまうとは思いますが、そのようなところも手だてを考えていただきたいと思います。

学力の向上でいうと、塾をそれこそ市では実施したり、寺子屋をやっていますので、そ

のあたりのところも、多くの子どもたちに利用がしていただけるように進めていっていただければと思います。小項目②を終わります。

小項目③、複数担任制の導入について。

複数担任制というのは、1人の先生が担任を持つのではなく、複数の先生で学級を見ましようという制度のことですが、このことについても令和4年度の一般質問の中で私も御提案をさせていただいております。今後検討していければというような御答弁だったんですけれども、その後、市内の学校での取組としてはどのようなになっているか、実施されているとすれば、その状況について伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 複数担任制の導入についてということで、国のほうはチーム担任制と呼んでいるんですけれども、そちらの市内の実施状況についてお答えをしたいと思います。

現在市内では、学年や学年ブロックによる教科担任制を導入している小学校が複数ございます。そして、国語や算数、理科など一部の教科を中学校のように教科担任にしたり、それから特別の教科道徳も学年職員で授業担当をローテーションしたりして、同質、同一歩調による授業の展開に努めております。

メリットとしては、複数の目による評価に加えて、担任以外の先生方と関わることで、いろいろな価値観を持てるということ。それぞれの先生方の価値観に触れて、新たな自分に気づいたり、やる気を膨らませたりすることができるということ、子どもたちからも声が上げられております。また、担当する教科の教材研究を充実させる、教科担任制ですから1教科だけやればいいということになりますので、より質の高い学習指導にも生かせるようになり、業務削減にもつながっているということでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） なるほど。取組を行っていただいているということで、今お話にありましたそのブロック別、教科担当制というのですか、担任制という、それぞれの先生の専門性とか得意分野を生かしながら、学年をまたいで、教科、学年はまたがないですかね。学年をまたいだり、そうですね、あと教室をもちろんまたいで教科を担当以外の先生が担当するというので、専門教科、教科担任制、専門の先生が教科専門の先生が教えるという制度に近い取組であると捉えられます。

今のお話の中にも、評価としては、先生たちの負担軽減とか、専門性を深めていく、教材研究がよくできるとか、子どもたちからもいろいろな先生と関わることでよいというような評価があるということで、そのような取組はぜひ進めていただきたいと思うところなのですが、この複数担当制を導入している学校として、大阪市の長原小学校というところがありまして、教育福祉委員会の行政視察で11月に学校を訪問させていただきました。

長原小学校は児童数が約130人ほどの学校で、各学年1クラスずつの全6クラスにそれぞれ2名の教員が担当教諭として配置され、1クラスを2人の先生が見るという、担当するという体制になっているということでした。特別支援学級は設置せずに、支援が必要な子も同じクラスの中で授業を受けるという体制で、これは大阪の大空小学校の先生が、市場校長先生というのですが、校長先生も大空でやられていた先生で、長原小学校に来てそのスタイルを導入されているという学校だったんですけれども。授業を拝見させていただきましたが、各教室2名の先生、さらには支援が必要な子には支援員の方がいる教室もあって、とても落ち着いた雰囲気の中で子どもたちが学んでいる様子でした。

複数担当制を導入したことで、多くの大人が見守ることで、子どもたちにも安心感を与えられ相談しやすい環境になったり、教員にとっても1人で抱え込むことがなく、お話にもありましたが、チームとして子どもに関わることができるといったメリットがあるとのことでした。さらには教員の働き方にも変化がありまして、家庭の事情などで朝出勤時間を急に遅らせなければいけない場合などは、もう1人の担当の先生が対応できるので、気兼ねなくその先生が遅れますということで、遅れてくることができたり、教員の残業時間数も総数としては減ったという効果があったということです。

ここで、私も疑問になりましたのは、校長先生に教員の数は足りているんですかというところをお尋ねしましたら、特別支援が支援が必要となっている児童数によって加配がされているので、その加配の人数によって今のところは足りているというお話なので、校長先生のほうでも加配の人数、支援が必要な児童数の増減によっては加配の人数が、教員の人数が変わってしまうので、そこの運用は今後検討する必要性が出てくるかもしれないというお話だったんですね。

この加配制度というものも、文科省によってその数が決められているという、前回の教育長の御答弁の中にも、8人に対して1人の先生がというような制度になっていまして、子どもの数の増減によって先生の配置も変わってきますから、そもそも先生の数が足りていないという状況の中で、複数担当制、複数担任制はなかなか実現が難しいというのが現状であると思いますが、そのあたりの認識はいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 複数担任制、チーム担任制の導入についてなんですけれども、私も長原小学校の取組で、教員は一体どこから持ってきたのかなというところが興味深くあるんですけれども。

県内の学校で複数担任制を開いているのは2市町村と今、私は確認しているんですけれども、ある市町村は市採用職員を15名採用しています。何をやっているかという、理科の教員と、それから音楽、それから体育の教員で合計15名の採用で賄っている状況で、教科担任制を進めております。

ですから、教員定数が変わらない限りは、小学校担任1人、特に小さな学校というのは

単学級なので、ほかに面倒見てくれる先生がいないものですから、本市のように市採用職員2名を予算化して配置をすることによって小規模校にそれを配置して、1人の先生が休んでもフリーの先生が担任できるという状況を立てたいということでやっているんですけども、何せ県内全て講師不足、教員不足になっているので、それが配置できないというのが今現状でございます。

今後、チーム担任制をやっていく上では、やはり教員定数の問題というのはクリアしなければいけないことなんですけれども、市内の学校のように学年ブロックで複数で見ようという考え方は、私はありかなと思っています。でも、本年度始めたばかりの事業なので、内容について検証を進めながら、今後こういうものが小規模校でも進められるのかどうかということを考えてやっていきたいと思います。

ただ、デメリットとすれば、子どもたちは複数の目で見てもらえるんですけども、いろいろな先生、どの先生に相談していいのかという、迷う場面も出てくるんだということがあります。保護者についても、あまりにも人気がある先生に比べて、人気がない先生と言ったら語弊がありますが、そういう形で教員の差が出てしまうというところがあるので、やはり専門性が高い職員ですから、いろいろな先生が平等に、子どもたちに平等にと言っていることですから、先生方が働きやすい環境をつくれる上で十分考えていきたいと思います。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。定数の問題というところが、やはり大きいと。とにかく、その教員の数が足りていないということが、全ての学校の課題が、教員が十分に数が足りれば解決に向けて進むのではないかというぐらい、やはり根本的な問題であると考えられると思います。

教員数の不足については先日の石松議員の質問の中でもありましたけれども、市議会においても、教職員定数改善について国に対して意見書を提出しているわけなんですけれども、なかなかこれが改善されません。文科省は教員不足の解消に向けた各教育委員会の取組事例などを紹介しており、研修などに使える補助予算などは設置していますが、改善のための十分な施策とは言えないというのが現状です。

特別支援教育の充実にしましても、今お話にありましたように、より多くの大人の目が必要であるということで、そのために市では支援員を配置し、さらには市独自採用で2名の講師の先生も増やしているということで、人員を増やすということができるところにこしたことはないんですけども、予算、財源のところもあるし、もともとの講師の数がいないという、難しいと。

そういった中では今後の取組として、コミュニティスクールという観点から地域の方々に参加いただいて、子どもたちを見守る活動を学校内でも行っていただくという方向性もあるかと考えますが、そういった取組についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 地域の力を学校に導入するということはコミュニティスクールの根本的な理念ですので、本市の場合にはまず学校運営協議会の委員を固めるということから順番に始めてきて、全ての先生方、全ての16校ですけれども、16校の先生方がまず立哨指導しなくてもいい体制をつくりましょうという、見守り隊で全てが活動できるようになってきました。

それに次いで、今度は授業の中で地域の力をお借りしようということで、ある学校では、たくさんのボランティアの方がもう既に入って丸つけをしたりとかやっています。あとは、全県的にも珍しく、介護老人ホームの方々と組んで、介護老人ホームの方々が学校に入って習字の添削をしたりとか、丸つけをしたりという業務を今やっている段階で、これも検証していったら、これが広がりを見せればどんどん広がっていききたいなと思いますけれども。

やはり、学校現場の需要で一番高かったのは、小学校の高学年は男性教員が持つことが多い、男女共同参画の中で大変失礼な話なんですけれども、家庭科のミシンの授業が全くできないんですよ。それで、ミシンのボランティアが入ることによって、学校が円滑に授業ができるようになったという事例もございますので、そういうことをどんどん増やしながら、地域の力を学校の中に導入していくというシステムは、これからもやっていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） もう既にコミュニティスクールということで取組を進められているということが、よく分かりました。ぜひ、その取組が、特別支援のところにまで広がるまでには時間がかかってしまうのかもしれないんですけれども、例えば先ほども申しましたが、お勉強で困っている子のところに教えていただけるような方が、例えば個別で授業の合間に教えてもらえとか、そういうこともできるような可能性を感じました。ぜひ、そのような方向性で取り組んでいていただきたいと思います。

先月開催された笠間市人権教育講演会で、千代田区立麹町中学校の元校長であった工藤先生のお話を聞かせていただきましたが、大変に勉強になりまして、たくさんの方が講演を聞きにいらしていました。工藤先生は、麹町中学校の校長時代にやはり学年担任制ということを導入して、教員全員が、お話にも出ています、チームを組んで、生徒にとって最適な対応ができるようにするということを実施されたということです。

中学校では既に教科担当制となっていますから、もしかしたらその中学校での導入のほうが、学年担任制ということなんですね、導入しやすいのかなと考えるところです。なので、ぜひこのことにつきましても引き続き調査研究をしていただき、取り組んでいていただきたいと思います。大項目1を終わります。

大項目2、防犯カメラ設置事業補助金について。

茨城県内では、住宅を狙った侵入窃盗事件や自動車の盗難などが多発しています。茨城

県では、全国でもワースト上位になるほど多いということで、年末に向けてさらに増加傾向であるとのことなんです。茨城県警察本部が発信する「ひばりくん防犯メール」では、被害の状況と併せて注意喚起を促すメッセージが送られてきていますが、様々な事件や事故を未然に防ぐ抑止力として、防犯カメラの設置が推奨されています。

そこで、市の防犯カメラ設置事業補助金について伺います。

小項目①、防犯カメラ設置事業補助金とは。

市では補助金事業を行っていますが、初めにこの事業がどのような事業か、内容について伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 6番坂本議員の御質問にお答えいたします。

防犯カメラ設置事業補助金についてでございますが、地域の自主防犯活動支援としまして、新たに防犯カメラを設置する行政区等を対象に設置費用の一部を補助し、街頭防犯カメラの設置数を増やし、公共の安全安心の確保、犯罪に強い地域づくりを推進することを目的とした事業でございます。事業期間が令和2年から令和6年までの5年間といたしまして、補助対象経費が防犯カメラの購入費、設置工事費、防犯カメラの設置を表示する標識等の購入費用でございます。補助率は2分の1、一つの行政区等につきまして1台当たり20万円を限度に、防犯カメラを3台までとしております。

こちら、防犯カメラ設置事業補助金でございまして、質問の要旨にございました防犯カメラの設置事業といたしましては、市が所管する防犯カメラがこういったもの以外に、駅周辺及び主要交差点など交通量が多く、市内外への犯罪の流出や流入流出の抑止ということを期待しましたもので54か所111台、さらに市の管理する公共施設において、屋外を撮影しているものが233台、設置している状況でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） この設置事業補助金としては、行政区がまずは対象であるということで、2分の1補助の20万円が限度3台までということで、それとは別に市として、主要な駅とか交差点とかそういうところには、現在54か所111台と、ほかに公共施設等に233台が設置されているということで、では事業内容については分かりました。小項目①を終わります。

小項目②、事業の実施状況について。

今お話にもありました、この設置事業補助金は令和2年度から令和6年度までの事業ということで、令和2年度から開始された事業となりますが、実施状況はどのようになっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 事業の実施状況でございますが、令和2年度に1件、令和3年度が1件、令和4年度がゼロ件、令和5年度が3件、本年度は現在のところ申請がない

状況でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 経年で見ると、申請件数としては少ないという状況であることが分かりました。

このことについては、令和4年度第2回定例会の一般質問において安見議員が指摘されておるのですが、行政区というやはり単位で申請するということがなかなか難しいということがあると思います。行政区で設置した場合は、ランニングコストは行政区が負担することになりますし、メンテナンスの費用も発生してきてしまいます。そういったこともあって、申請数はそれほど多くないのではないかと考えるところです。

しかし、近年の住宅への侵入窃盗事件や自動車の盗難事件の増加によって、住民の皆さんの防犯への意識はますます高まってきている状況にあります。

ちなみに、最近の市内における住宅侵入や自動車盗難などの犯罪の数としてはどのくらいあるか、教えていただけますでしょうか、お願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 茨城県警察本部によりまして公表しております市町村別刑法犯の総数によりますと、令和3年が352件、令和4年が346件、令和5年が468件、本年度1月から10月までで460件となっております、本年についても昨年を上回る犯罪件数と出ております。

さらにその詳細でございますが、笠間市における令和6年1月から10月末までで、住宅侵入窃盗が13件、こちら前年同期の比較では27件の減少、乗り物盗が29件、こちらは昨年の同期で比較は、こちらについては6件減少しておりますが、いわゆる闇バイトでの凶悪犯ということでは県警にこちら確認しましたが、まだ茨城県内では発生はしていないというようなことでございました。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 市内の全体の犯罪数ということでは、今の時点でもう既に460件ということなので、年度が終わるまでにはちょっとまた増えてしまうのかなというところであると。住宅侵入については前年同月比では下がっており、自動車でも盗難のほうは下がっておるということで、市内の状況については分かりました。

ただ、そういう自動車の盗難であったり、果物の盗難なども市内で起こってしまったりしてしまして、そのような犯罪の報道を目にする機会が多いわけなので、身近に起こる犯罪が増えてきているということで、防犯への備えというところで、防犯カメラや防犯グッズの設置に対して補助制度が必要ではないかという声が市民の方から上がってきています。

そのような声に対応して、市では行政区のような団体向けではなくて、個人住宅や個人向けの補助事業ということについても実施をされていると思いますが、それについてはどのような内容か、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 個人に対しての補助事業でございますが、過去の補助事業におきましては、平成22年当時、侵入盗や乗り物盗が増加した対策といたしまして、平成23年から平成25年におきまして、住まいの防犯対策事業というものを実施しております。

また、令和5年度に侵入盗や偽電話詐欺など、市民の防犯意識の高揚、安全な生活環境の確保ということを目指しまして、我が家まるごと防犯対策事業を実施いたしまして、こちらの申請は、いずれも世帯単位での申請を受け付けているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

個人世帯向けのところも補助事業として実施しているということで、令和5年度に設置した事業だということなのですが、こちらの実施状況についてはどのようなになっているか。また、その実施の対象となる器具というか、防犯グッズというのはどのようなことか、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 令和5年度に実施をいたしました我が家まるごと防犯対策事業につきましては、個人や地区の集会所などを対象としておりまして、防犯対策にかかった費用の2分の1、上限10万円を補助したものでございまして、412件総額1,504万1,400円を補助をしたところでございます。対象でございますが、録画機能付ドアホンが191件、センサーライトが122件、防犯カメラが120件などでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 個人住宅や集会所に対してということで、10万円が限度という中で412件の申請があったということで、やはり市民の皆様の関心が高いということが分かります。さらには、防犯カメラだけでなく、防犯の録画機能付のドアホンですとかそういったことに対応しているということで、実施状況については分かりました。小項目②を終わります。

小項目③、今後の防犯カメラ設置事業補助について。

先ほどの御答弁の中にも、行政区を対象とした防犯カメラ設置事業補助は令和2年度からスタートし、今年度で終了するというお話でしたが、この事業についての今後の継続についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） ちょっと繰り返しの部分でございますが、市で各駅前や主要交差点、公共施設、公園などに設置している防犯カメラや、過去に本事業で行政区で設置した防犯カメラなど合わせまして360台、今市内のほうにございます。

さらには先ほど申し上げました、我が家まるごと防犯対策補助事業に伴いまして、屋外用の防犯カメラ120件を補助しているところから、防犯カメラの設置はおおむね進んでき

ているかなというふうに考えておりまして、防犯カメラ設置事業補助金につきましては本年度で終了したいというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね、ある程度設置が進んだという認識の下、その行政区を対象とした補助事業は終了をすると、今年度で終了の見込みであるということで理解しました。

では、我が家のほうの個人向けの補助事業については、今後どのような展開を取組を考えていらっしゃるでしょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 個人向けの事業でございますが、今議会上程をしております安心安全防犯緊急対策事業におきまして、令和5年度と同様に、個人宅、集会所の防犯カメラの設置を対象とした事業を今、上程をさせていただいております。この事業によりまして、防犯カメラの設置を進め、地域の防犯力強化を図りたいというふうに考えております。また、犯罪状況やこの補助事業の執行状況を見ながら、新年度におきましても同様の事業が継続していけるように検討しているところでございます。

また、新たな道路や交差点などにつきましても、警察とも協議の上、防犯カメラの増設など、市内の防犯力の強化を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。個人向けの補助事業については、補正予算で対応していただくということだったり、また新年度においても継続してそのような取組を行っていくようにしたいという意向であるということが分かりました。そのような方向で、ぜひ継続していただければと思います。

年末に向けて今後の被害がないことが一番なわけですがけれども、できるだけ少なく抑えられるよう、市民の防犯に対する関心も高まっているということなので、個々の防犯力の向上というところに支援をしていただけるよう、この補助金がさらには有効的に活用されるように、周知を徹底して行っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 6番坂本奈央子君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、13日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

なおこの後、13時から全員協議会を開きますので、全員協議会室へ御参集をいただきました

いと思います。

御苦労さまでした。

午前 11 時 59 分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 石 崎 勝 三

署 名 議 員 長谷川 愛 子